

しまね地域DX拠点運営事業
伴走型支援実施要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県内企業がデジタル技術を活用しながら業務やビジネスモデルの変革（DX：デジタルトランスフォーメーション）を実現するための計画策定等に取り組む際に、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）が代表機関を務める支援コミュニティである、しまね地域DX拠点（以下「当拠点」という。）が実施する伴走型支援を行うにあたり、適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 しまね地域DX拠点運営事業（以下「本事業」という。）の支援対象者は、島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で定める中小企業者及び小規模企業者とする。ただし、財団代表理事理事長（以下「理事長」という。）が特に認める場合はこの限りでない。

2 前項に該当する企業であっても次の各号のいずれかに該当する場合は支援対象者から除外する。

- (1) 島根県税の未納の徴収金がある者
- (2) 民事再生法（平成14年法律第154号）や会社更生法（平成11年法律第225号）などの適用中の者もしくは手続開始の申し立てがなされている者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- (4) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれかに該当する者
- (5) 事業成果の公開及び取組みを県下に波及させることを目的とした広報活動等に協力ができない者。

(支援内容)

第3条 本事業による支援内容は、①モデル事例となりうるDX計画の策定、もしくは②デジタルツールの試用を通じたシステム導入計画の策定を行うにあたって、当拠点の構成員による伴走型支援を実施するものとする。

(伴走型支援に係る費用)

第4条 本事業において、支援対象者が当拠点の構成員による伴走型支援を受けるにあたり発生するコンサルティング費用については、支援対象者、当該構成員、財団の3者で協議の上、負担内容を決定する。ただし、次の各号に掲げる費用が発生する場合には、その費用は支援対象者負担とする。

- (1) 訪問面談日時等の確定後、支援対象者都合によるキャンセルが発生し、キャンセル等を受けた時点で当拠点側のキャンセル料等が発生した場合の当該諸費用
- (2) 本事業に関連して支出する一切の費用（コンサルティング費用を除く）

(支援依頼)

第5条 支援対象者が、伴走型支援を希望するときは、伴走型支援依頼書（様式第1号）とその他必要な書類を添えて財団に提出することとする。

(支援の決定)

第6条 前条による依頼を受けたとき、財団は、必要な調査を行い、事前調査書を作成する。

- 2 申請の内容が第2条及び第3条に定める要件その他必要な要件に該当するかどうか審査を行うとともに、支援内容を決定する。
- 3 財団は、支援を決定した場合は、支援決定先に対して支援決定通知（様式第2号）を交付する。

（支援決定先の義務）

第7条 支援決定先は、自助努力により本事業を着実に実施し、第3条に定める計画の策定に取り組まなければならない。

- 2 支援決定先は、本支援を受けて策定した計画書を事業完了時に提出しなければならない。
- 3 支援決定先は、事業完了後においても事業活用による効果測定のため、財団から財務諸表等の提出を求められた場合には、これに協力しなければならない。

（当拠点の構成員の義務）

第8条 当拠点の構成員は、別に定めるしまね地域DX拠点会則に基づき、本事業を通じて知り得た支援決定先の企業情報を厳守しなければならない。

（効果の確認及び事後評価）

第9条 財団は、事業の途中において随時進捗状況を確認し、必要な改善指導等を行う。

- 2 財団は、必要に応じて支援決定先を訪問する等により、随時、事業効果の把握に努める。
- 3 財団は、事業完了後に支援の内容についての事後評価を行うこととし、支援決定先は受入報告書（様式第3号）を財団に提出しなければならない。

（事後支援）

第10条 財団は、本事業完了後においても必要な情報収集を行い、関係機関と事後支援について検討するものとする。

（雑則）

第11条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則1 この要領は、令和6年5月15日から施行する。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、伴走型支援の依頼をするにあたって、また、伴走型支援の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。